

京都市立医科大学における公的研究費の不正に係る調査要領

(目的)

第1条 この要領は、公的研究費に係る不正防止対策要領に基づき、教職員等からの内部通報を受け付け、内部通報を行う者（以下「内部通報者」という。）の保護を図りながら必要な改善措置を講じること等により、法令遵守を推進し、公的研究費の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学長、本学教職員等（研修医、専攻医及び大学院生を含む。）、非常勤職員及び臨時的に任用される職員
 - (2) 本学の各機関と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者
 - (3) 本学を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者
- 2 この要領において、「内部通報」とは、教職員等が、本学の公的研究費の管理、運営、執行等に係る行為が不正に該当すると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。
- 3 この要領において、「配分機関」とは、本学に対して公的研究費の配分を行う文部科学省、厚生労働省等をいう。

(内部通報窓口)

第3条 研究支援課に内部通報窓口を設置し、研究支援課長の指示の下に内部通報に係る事務を行う。

(調査委員会の設置)

第4条 公的研究費の不正に係る調査を行うため調査委員会を設ける。

- 2 調査委員会の委員は、統括管理責任者、該当するコンプライアンス推進責任者、当該通報を受けた研究費に関わる教授（教授自身が被通報者である時を除く。）、最高管理責任者が指名する教授、総務課長、研究支援課長、経理課長とする。
- 3 調査委員会に、外部調査員を置くものとする。
- 4 外部調査員は、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、最高管理責任者が選任する。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 6 調査委員会の事務は研究支援課が所掌する。

(内部通報担当教職員等の責務)

第5条 研究支援課において内部通報を担当する職員（以下「内部通報担当職員」という。）、調査委員会委員及び外部調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

- 2 内部通報担当職員、調査委員会委員及び外部調査員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 3 内部通報担当職員及び調査委員会委員は、自ら又はその家族等が内部通報の対象となった場合には、当該内部通報に係る事務に携わることができない。

(内部通報先及び方法)

第6条 教職員等は、研究支援課長に対して内部通報を行うことができる。

- 2 研究支援課長に対する内部通報は、書面、電子メール又は口頭により行うものとする。

(内部通報者の責務)

第7条 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

- 2 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。
- 3 内部通報者は、当該内部通報に係る第9条第2項の調査に協力しなければならない。
- 4 内部通報者は、頭名により内部通報を行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときは、この限りでない。

(内部通報の受理)

第8条 研究支援課長は、内部通報を受けたときは、内部通報者の秘密保持に配慮しつつ、内部通報担当職員にその内容の聴取等をさせることにより、当該内部通報の内容となる事実を確認するものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究支援課長の報告を受け、受理又は不受理の決定を行う。
- 3 研究支援課長は、内部通報者に対し、前項の規定により内部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知するものとする。
- 4 研究支援課長は、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘について、この要領により内部通報を受けたときに準じて取り扱うものとする。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、研究活動上の不正行為があると疑われる場合は、当該事案の調査を調査委員会に命じることができる。

- 2 調査委員会委員は、最高管理責任者の指示により自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。
- 3 前項に基づく調査は、関係者の人権が侵害されないようにしなければならない。
- 4 第2項の規定により調査を受ける教職員及び関係所属等は、当該調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 5 前項の教職員及び関係所属等は、当該内部通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査開始等の通知)

第10条 研究支援課長は、内部通報者に対し、前条第2項の規定により調査を開始したときは調査を開始した旨を、調査を要しないときは調査を要しない旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

- 2 前項による内部通報者への通知は、内部通報を受け付けた日から起算して20日以内にしなければならない。

(認定)

第 11 条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 12 条 最高管理責任者は、内部通報を受け付けた日から起算して 30 日以内に調査の要否について配分機関に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の実施に当たり、調査方針及び調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、内部通報を受け付けた日から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金における管理・監査体制、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、調査の終了前であっても、配分機関から要求があった場合は、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資料の提出、閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第 13 条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象研究費の使用停止を命じることができる。

(改善措置)

第 14 条 最高管理責任者は、第 9 条第 2 項による調査結果において、必要な場合には是正措置、再発防止策等の改善措置を講じるものとする。

- 2 研究支援課長は、前項の規定により改善措置が講じられたときは、内部通報者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定は、調査の結果、内部通報された事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第 15 条 内部通報者は、内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

第 16 条 内部通報者は、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、研究支援課長にその旨を書面により申し出ることができる。

- 2 研究支援課長は、前項の申出を受けた場合には、内部通報担当職員に調査を実施させ、その調査結果に基づき、必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 研究支援課長は、前項の規定により必要な改善措置を講じたときは、内部通報者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定は、調査の結果、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、

その理由も併せて通知するものとする。

(公表)

第 17 条 研究支援課長は、内部通報について、必要がある場合には氏名等内部通報者が特定できる情報を除き、次に掲げる事項を含む調査結果の概要を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順

(内部通報関連資料の保存)

第 18 条 研究支援課長は、内部通報の内容、処理経過等を記録した関連資料を当該内部通報の処理を終了した日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、内部通報について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。